

〈論文〉

プロフェッション化の比較史的研究と わが国(会計)プロフェッション史研究への視座

岡 嶋 慶

要 旨

本論文では、わが国の公認会計士職の生成と発展を比較史的観点から分析するための予備的作業として、プロフェッション化と呼ばれるプロフェッション形成をめぐる比較史的研究の動向についてレビューし、わが国の会計プロフェッションへの適用可能性を含め、わが国公認会計士の形成を比較史的視点で分析する場合のインプリケーションについて考察することを企図している。

そこで、本論文では、主に1980年代末から1990年代に展開されたドイツでのプロフェッション化研究をレビューし、それがプロフェッション史研究、さらに特定の、会計プロフェッション史研究にどのような影響を与えたのかを考察する。続く2章で、1980年代から1990年代にかけてのドイツでのプロフェッション化研究をレビューし、どのような視点からこれらの研究が進められたのかを考察する。3章では、そうした研究から派生して展開された比較史的枠組みの試みについて跡付けを行う。また、加えて、自民族中心主義と批判されたアングロ・アメリカ的なプロフェッション化理論について、そうした評価にいかなる意味があったのかを明らかにする。4章では、こうして発展してきた比較史的視点が、会計におけるプロフェッション化に対する議論にどのような影響を及ぼしてきたのかを検討する。最後に結論的に、わが国(の公認会計士制度)におけるプロフェッション形成を捉えるにあたってのインプリケーションについて論じる。

キーワード：プロフェッション化, 比較史, ドイツ・プロフェッション史研究, アングロ・アメリカ的, 公認会計士

1. はじめに

わが国の公認会計士職の創設と展開について考察するにあたって、比較史的なパースペクティブのもとで公認会計士を“プロフェッション (profession)”として捉えることは非常に大きな意味を持っている。他の社会における(会計)プロフェッションとの対比のうえでわが国の公認会計士の独特性を理解できる共通の土俵がないかぎり、日本の(会計)プロフェッション史研究は孤立した研究にとどまり、日本社会において公認会計士職というものがどのようなものなのかをその本質まで掘り下げて理解することはできないのではないかと懸念されるからである。比較史研究では、まずもって研究対象を比較分析できる前提として異なった社会においても共通する属性を析出しておかなければ、始まらない。その共通性を想定できるだけの最小限の前提として、わが国の公認会

計士職を“プロフェッション”と捉える必要があるということである。

プロフェッション社会学あるいはプロフェッション史研究では、分析上、ある職業 (occupation) が“プロフェッション”となっていくプロセスをプロフェッション化 (professionalization/professionalisation) と呼んでいる¹⁾が、このプロフェッション化という観念それ自体、アングロ・アメリカ諸国のプロフェッション、わけでも、そこで伝統的なステータス・プロフェッション (status profession) とされる法律プロフェッション (典型的には、弁護士) と医業プロフェッション (典型的には、内科医師) の発展プロセスを分析するために用いられてきた概念であった。

1980年代中頃以降、アングロ・アメリカ諸国以外の国、とくに中央ヨーロッパにおけるプロフェッション形成についての関心が高まるようになった。たとえば、ドイツでの“プロフェッション”の発達に関して、以下のように言われている。

「ヨーロッパの至るところで (また北米でも)、19世紀にプロフェッション化のプロセス (Professionalisierungsprozesse) が生じた。明らかに他から区別された専門職業 (Expertenberufe) が形成され、その構成員は専門的な、一般に大学教育 (Universitätsbildung) を有し、この基礎の上に彼らによって提供された仕事の独占化を求め、自律性を主張し、成功の多い組織を設立した。その組織はプロフェSSION的な (professioneller) 自己統制や利益の擁護を目的としていた。しかし国際比較においてある1つのことが明らかになる。ドイツではそのような職業 (Berufe) のプロフェッション化はほかのどこよりもはっきりと国家が準備し規格を統一した大学教育に基づいていた。」(Kocka, 1988: 52 望田監訳: 35. 訳は用語の整合のために修正している。以降も同様。)

ドイツでのプロフェッション史研究の特徴の1つは、教養市民層 (Bildungsbürgertum)²⁾と呼ばれる近代市民層との関連を強調している点にある。もともと、この周辺の研究は、ビーレフェルト大学学術研究センターを中核に1980年代中旬から開始された「教養市民層のヨーロッパ全体の比較研究プロジェクト」によって統括されていた。このプロジェクトのリーダーである知名の歴史社会科学 (社会史学) 者 Jürgen Kocka によれば、「19世紀のドイツでは、フランスやイングランドでよりも大きい程度で、教養市民層という、プロフェッションを超えた主体 (supra-professional entity) が現実のものになっていた」(Kocka, 1990: 70)。教養市民層において、「(宗教ではなく、むしろ) 教育に重点を置くことは、中間階層の自身と世界への見方を特徴づけていた。同時に、教育 (Bildung) は、彼らが互いにコミュニケーションをとるための基礎として役立ち、この種の古典教育を共有していない他の人々と彼らを区別することとなった」(Kocka, 1990: 65)。そして、20世紀に入って、職業分化の進行すなわちプロフェッション化の進行にともない、教養市民層内部の社会的凝集性が次第に分散化していき、最終的に教養市民層の瓦解が始まると想定された (Jarusch, 1988: 201; Jarusch, 1990a: 16-17; McClelland, 1985: 233-234, 244)。

このように、社会史学者は、近代化との関係で、教育システムを媒介として、社会階層形成あるいは国家形成を捉えようとする。そしてまた、そうした観点から、プロフェッション形成を位置づける。

こうした基礎を持ったドイツでのプロフェッション化研究は、それまでの、イギリスやアメリカ

を中心としたアングロ・アメリカ諸国でのプロフェッション化研究とは大きく異なった視点を有していた。アメリカ人のドイツ史研究者 Charles McClelland は彼の画期的著作のなかで以下のように述べている。

「私が必要と感じ、本書で提供しようとしていることは、近代的プロフェッション化のプロセスそれ自体に対するシステム全体の分析である。そのプロセスは、一方で各プロフェッション団体が自らにとって望ましい職業基準を提示したり、他方では共通の行動パターンを追求して、これらの諸団体に最大範囲の成員を加入させようとする、そのようなプロセスである。このような新たなアプローチは、ドイツにおける種々のプロフェッション (professional discipline) の比較的分析を促進するだけでなく、国際的比較も容易にするであろう。……」
(McClelland, 1991: 6 望田監訳: 5-6)

このようなドイツ・プロフェッション化研究と視点を共有したプロフェッション化研究、とりわけそれに基づく国際比較研究ははたして可能であるのか。そしてまた、それが可能であると想定される場合、どのような分析枠組みがありうるのであろうか。それは、わが国の会計プロフェッションの発展を捉えるうえでも有用であるといえるのであろうか。

さらに付言すれば、国際比較の視点も、焦点を当てる局面によって、少なくとも2つに大別することができることを意識すべきかもしれない。1つは、個別のプロフェッションについての国際比較研究 (典型的には、医師や法律家、あるいは技術者のような個別のプロフェッションのドイツ的発展を対象とした研究) であり、いま1つは、ある程度プロフェッション全般についての国際比較研究 (ドイツのプロフェッション全般をドイツ史の歴史的な画期とともに捉えようとする研究) である。もちろん、後者の場合、国際比較とともに、プロフェッション間比較も考慮に入れなければならないため、込み入った議論が必要となる (Conze and Kocka, 1985: 21)。

本稿の目的は、主に1980年代末から1990年代に展開されたドイツでのプロフェッション化研究をレビューし、それがプロフェッション史研究、さらに特定の、会計プロフェッション史研究にどのような影響を与えたのかを考察することである。したがって、続く2章で、1980年代から1990年代にかけてのドイツでのプロフェッション化研究をレビューし、どのような視点からこれらの研究が進められたのかを考察する。3章では、そうした研究から派生して展開された比較史的枠組みの試みについて跡付けを行う。また、加えて、自民族中心主義と批判されたアングロ・アメリカ的なプロフェッション化理論について、そうした評価にいかなる意味があったのかを明らかにする。4章では、こうして発展してきた比較史的視点が、会計におけるプロフェッション化に対する議論にどのような影響を及ぼしてきたのかを検討する。最後に結論的に、わが国 (の公認会計士制度) におけるプロフェッション形成を捉えるにあたってのインプリケーションがどこにあるのかを論じることとする。

2. ドイツにおけるプロフェッション化「研究」とその影響

2.1 プロフェッション化「研究」と「理論」・「概念」

そもそも、“プロフェッション化”はアングロ・アメリカ的概念であり、ヨーロッパ大陸諸国で用いられていた概念ではないといわれる。英語の professionalization を直訳したドイツ語の Professionalisierung は、大戦後に、アングロ・アメリカ研究者の用語法から借用された語である (Jarausch, 1990a: 10; Jarausch, 1990b: 4-5)。Kocka (1990) も指摘するように、厳密に“プロフェッション (profession)”に対応する語は (造語としての Professionen はあるが) ドイツ語には存在しておらず、元来プロテスタント的な観点からの天職 (calling) を表すと言われる³⁾ Beruf に形容詞を付した freie Berufe あるいは akademische Berufe という語があり、それらが近いが、語の外延は異なっているといわれる (Kocka, 1990: 62. なお、身分集団としての側面を強調したい場合、中世以降、身分を表す Stände と結合し, Berufsstände が用いられることもある)。

しかし、適切な語あるいは概念がその社会に存在しないこととその語 (プロフェッション化) が指し示す対象や現象が存在しないことは同じではない。実際、畢竟するところ、上記のような基本的理解に基づきながらも、むしろ、ドイツの歴史社会科学 (社会史学) 者は、ドイツにおける“プロフェッション化”を見出そうとしていた。

2.2 ドイツにおけるプロフェッション化「研究」

研究史の観点から判断すれば、ドイツにおけるプロフェッション化「研究」は、1980年代中旬以降にドイツ市民層の歴史的展開と関連づけられて本格的に開始されたとみて間違いない。ただ、それまでに行われていた個別の研究のなかにも、ドイツの“プロフェッション”のあり方を問い、その後の研究に寄与したものがある。なかでも、Rüschemeyer (1973) は、明確な比較史的な視点を持って⁴⁾、ドイツの法律職 (Anwaltschaft) とアメリカにおける法律プロフェッション (legal profession; 同書では bar) の発展の対比を行った、英語で書かれた先駆的研究であった (なお、1976年に自らの執筆でドイツ語版が出版されている)。同書は、比較分析を通じて、「法律実務のその社会の法律以外の特徴との相互関係、両社会における〔裁判所に関わる〕法律職 (bar) の間にみられる類似性 (similarities) と対比性 (contrasts) の基礎にある条件について探求する」(Rüschemeyer, 1973: viii) ことを目的としていた。

Rüschemeyer (1973) では2国の法律職の対比によって多くのインプリケーションを残しているが、なかで、ドイツの法律職はアメリカの法律プロフェッションよりもその社会的な出自において異質性が低い (less heterogeneous) と指摘している箇所がある (Rüschemeyer, 1973: 58)。Rüschemeyer は、これについて、法律教育が質と威信いずれにおいてもその国内で多様であったアメリカとは対比的に、すべてのドイツの法律家が同一タイプの教育を共有していたことが根底にあるとしており、われわれは、ドイツ・プロフェッション史全般にみられる教育 (Bildung) の強調をここに垣間見ることができる。

ところで、上述した「教養市民層のヨーロッパ全体の比較研究プロジェクト」の1つの成果である『19世紀の教養市民層 (Bildungsbürgertum im 19. Jahrhundert)』第1巻「教育システムと

プロフェッション化の国際比較 (*Bildungssystem und Professionalisierung in internationalen Vergleichen*)」に収録された McClelland (1985) は、ドイツにおける akademische Berufe の歴史的発展を明示的に“プロフェッション化 (Professionalisierung)”として取り上げた最初期の論稿である。McClelland は、それまでのアングロ・アメリカ的なプロフェッション理論ではドイツにおけるプロフェッション化の歴史的現実を正しく理解することができないとして、「これまでの30年余りの間 [アングロ・アメリカのプロフェッション化研究で] 慣例とされてきた方法とはいづらか異なった理論批判の見地から、ドイツ史におけるプロフェッション化プロセスの“特有性 (Besonderheiten)”を解明する」(McClelland, 1985: 233)としている。近代プロフェッションは、McClellandによれば、社会において、長期間にわたる科学主義的な教育訓練 (Ausbildung) を基礎としてのみ接近することのできる、排他的であり、専門化された業務形態であることに特徴がある。それゆえに、プロフェッションの歴史的発展の分析においては、教育訓練の占める重要性が高いと見なければならぬ (McClelland, 1985: 237-238)。McClelland は、結論的に、ドイツにおけるプロフェッション化はアングロ・アメリカのプロフェッション社会学の一方的な理論的偏りを疑問視することにつながるような、[その執筆段階では] 社会史の観点からまだ正当には探求されていない多くの側面を持っていることを強調している (McClelland, 1985: 244)。

さらに、「プロジェクト」のもう1つの成果である『19世紀の市民層——ヨーロッパ的比較におけるドイツ (*Bürgertum im 19. Jahrhundert: Deutschland im europäischen Vergleich*)』の第2巻「経済市民層と教養市民層」で、歴史社会学者 Konrad Jarausch は、同じく、akademische Berufe の20世紀における発展、そしてそのプロフェッション化の中に、教養市民層が変容していくプロセスを析出している (Jarausch, 1988)。また、法律プロフェッションの歴史に精通した歴史社会学者 Hannes Siegrist は、18世紀後半から19世紀にかけてのドイツの弁護士職 (Advokatenberufs; Advokatschaft) の発展を、隣接するスイスとイタリアの同職の発展と比較しながら、分析し、それらの類似性と相違性を明らかにしている (Siegrist, 1988)。

1990年に入って、主にドイツ国内で実施されていたプロフェッション史研究が、英語で出版されるようになった。ノースカロライナ大学に所属していた Jarausch は、『非自由プロフェッション (*The Unfree Professions: German Lawyers, Teachers, and Engineers, 1900-1950*)』(1990年)において、運命的にナチス (国民社会主義ドイツ労働者党) と直面することとなった3つの“プロフェッション (法律家, 教師, 技術者)”に関する膨大なデータを掘り起こした。書名の由来であり、ここで引き合いに出されている“自由プロフェッション (free profession)”は、ドイツ帝政初期に出現した freie Advokatur (自由なる弁護士) から来た freie Berufe を英訳したものと見られる。ドイツの歴史的文脈でのこの自由プロフェッションは、自由主義的プロフェッションと捉えられる傾向がある。Jarausch は、同書を通じて、20世紀前半の半世紀の期間で、ドイツの3つの“プロフェッション”が具体的にどのようにナチス体制に対峙したのかを追跡している (Jarausch, 1990b)。

さらに、同じく1990年に英語で公刊された Geoffrey Cocks と Jarausch の編著となる『ドイツ・プロフェッション 1800-1950年 (*German Professions, 1800-1950*)』では、ドイツにおける職業——医師, 法律家, 技術者, 化学技術者, 建築士, 将校, ソーシャルワーカーなど——の19世紀および20世紀での展開を“プロフェッション”への発展として捉えている。同書の導入部分では、

「ドイツのプロフェッション化 (German professionalization) は、19 世紀の最初の 60 余年ほどの間で、より古参の学問的職業 (older academic occupations; ドイツ語の akademische Berufe を指していると見られる) から近代プロフェッション (modern professions) への変形 (transformation) で始まった」(Cocks and Jarausch, 1990: 4) と総括している。同書の重要な貢献は、医師や法律家のみならず、技術者や化学技術者、ソーシャルワーカー等にもみられるドイツにおける“プロフェッション化”を論じるにあたっての経験的・実証的史料を提示したことにある。なお、同書に収録された論稿のなかでも注目されるのは Siegrist (1990b) である。Siegrist は、進歩主義的で、教養のある中間階級たる教養市民層 (Bildungsbürgertum) の代弁者としての、弁護士^{リベラル}の官僚的教育訓練からの漸次的な解放と、ドイツ帝政期 (1871 年から 1918 年) に自由主義的プロフェッションナリズムによって引き起こされた、自由プロフェッションとしてのキャリアの再定式化を描き出していた (Siegrist, 1990b)。

続く 1991 年に出版された McClelland の『ドイツにおけるプロフェッション化の歴史的経験 (The German Experience of Professionalization: modern learned professions and their organizations from the early nineteenth century to the Hitler era)』(翻訳書のタイトルは『近代ドイツの専門職]) もまた、ドイツ・プロフェッション史研究の金字塔となるものである。同書で、McClelland は、19 世紀初頭の生成期、統一ドイツ期 (1871 年から 1899 年)、第一次大戦にいたるまでの帝政末期 (1900 年から 1918 年)、ワイマール期 (1919 年から 1933 年)、ナチス期 (1933 年以降) といった時代区分をもとに、19 世紀初頭から第二次大戦後までの期間に見られたドイツの近代プロフェッション (医師、弁護士、官吏、技術者、教師、聖職者、化学技術者) とそのプロフェッション団体の歴史的展開を包括的に素描している。そして McClelland 自身の総括は、以下のような説明に端的に示されている。

「ドイツにおける近代的な知的プロフェッション (modern learned profession) およびそれらの代表的なプロフェッション組織は、イングランドやアメリカ合衆国の歴史とパラレルな関係にあったドイツ史のなかでも、英語圏に見られたような発展過程はたどらなかった。しかしまたドイツにおけるプロフェッション化が、プロフェッション集団と公的機関との明らかな結びつき (ヨーロッパ大陸では他の国でも同じであったが) にもかかわらず、「特有の道」〔ドイツ史でのいわゆる Sonderweg を指している…引用者注〕をたどったということを説得的に立証することもできない。……」(McClelland 1991: 231; 望田監訳: 302)

また、すでに、『プロフェッションの形成 (The Formation of Professions: Knowledge, State and Strategy)』(後述) に収録された McClelland (1990) では、ドイツのプロフェッション化に関して以下のような総括的説明をしていた。

「近代プロフェッションの隆盛が、ドイツでは、他国とりわけより自由主義的な市場を持った、少なくとも第二次大戦直後までのイギリス、アメリカ、スイスのような国でのものとは異なった道をたどったというのが私の前提である。その理由は、プロフェッションが“よりひ弱 (weaker) である”とか“無視しうる (negligible) ものであった”からでも、プロフェッショ

ン化プロセスがその始まりから成長を妨げられたとか、“そのように運命づけられた”からでもない。そうではなく、プロフェッション化が、異なったペース（しばしば、実際に、より早く）で、明らかに異なった社会的、経済的、政治的条件のもとで進行したからである。多分に教養市民層のメンバーであったドイツのプロフェッショナルは、彼らをめぐって成長する巧みに変化する都市と産業における現実よりも、コーポラティスト的思考（corporatist, *ständisch* thought）に対してより調査した社会的ビジョンを共有する傾向にあった。単なるプロフェッショナルとしての心^{メンタリティー}性ではなく、教養市民層の心性は、教養を備え、知識を重視するエリートのプライドだけでなく、エリートのステータスへの不可欠な認知とサポートを提供する国家およびその制度との協調の必要性への意識によっても条件づけられた。自らの自律性への“国家の干渉”に対して闘って成功を取めること、あるいは、自らの利用と操作のために、“国家を捕囚する”ことは、ドイツのプロフェッションにとっては、不可能なことであり、望ましいことでもなかった。国家との相互作用、とくに教育システムとの相互作用は、モデル的なドイツ型プロフェッション化戦略であった。（したがって、ドイツ史における「特有の道」についての反響を引き起こさないように、それが他の多くの社会にとってもモデル的であったことに留意されたい。）……」（McClelland, 1990: 108. 最終行の括弧内の文章も原著者による。）

このように、1990年代はじめには、英語文献においても、ドイツ・プロフェッションの発展に関わるプロフェッション史の経験的・実証的史料が共有できる状況になってきた。これらの研究にみられる共通した理解は、ドイツのプロフェッション化プロセスを捉える時間軸が、主として、19世紀初頭から、統一ドイツでの近代プロフェッションの生成を含むドイツ（第二）帝国期、さらにワイマール期を経て、ナチス政権下の第三帝国期までの期間に置かれていることである（「特有の道」の議論からプロフェッション史研究を解放するために終点をあえて1950年に設定するのも、ある意味で独特な研究事情であろう）。また、なかでも、ドイツでのプロフェッション化の議論において特徴的に強調されたのが、官僚主義国家における“行政官吏職（public office）”の占める位置の優位性である。さらに、主に教養市民層の成長を背景にした知識ベース職業であるプロフェッションをめぐっての学術的な教育訓練の必要性という点も強調されている。

2.3 イタリアにおけるプロフェッション化研究

ドイツにおけるプロフェッション化研究では、もともとは市民層研究から発展したものであったため、ドイツ諸領邦（国）・ドイツ帝国というよりは中央ヨーロッパ（Mitteleuropa）という空間カテゴリーの下で議論が進められていた。Mitteleuropaという語それ自体、ドイツ歴史学上の概念であり、プロフェッション史研究のように、ドイツ帝国成立の以前からの歴史的展開を視野に入れたい場合、実は便宜であるが、若干の留意ないし了解も必要である。この場合、西ヨーロッパとの対比で、しばしば、オーストリア、ハンガリーにおける発展も包含していることを了解しておく必要がある（Jarausch, 1988: 218-220; Siegrist, 1994: 12-13⁵⁾）。また、ときに、ファシスト期のイタリアやスペインにおいても類似した社会的、政治的、文化的背景のもとで同様な発展があったと指摘される場合がある（Siegrist, 1985, 1986; Siegrist, 1988; Siegrist, 1989⁶⁾）。たとえば、「比較の観点からすれば、ドイツにおけるプロフェッション化のわれわれを当惑させるような独特性

(peculiarity) は、より広い大陸型のパターンの地域的な一変形にすぎなかった。……学問的職業での失業と非自由主義的政治の結びつきは、イタリアでのファシズム形成期、オーストリアでのナチズムの擡頭期、ハンガリーでのいくつかの民族主義運動の発生期においても、はっきりと現れていた。……」(Jarausch, 1990a: 20; Jarausch, 1988: 217-219) と言われる。

非常に興味深い点であるので、ドイツのプロフェッション史に対する研究をより広く比較的な地平に置くために、近隣のイタリアにおけるプロフェッションの発展をめぐる議論を見ておきたい。Malatesta (1995) によれば、イタリアのプロフェッション史研究は、先のドイツでの教養市民層研究プロジェクトにイタリア人研究者(具体的には、Marco Meriggi を指している)が参加したことから本格化したとされ、さらにそこでの Hannes Siegrist の研究成果に影響を受けているともいわれる (Malatesta, 1995: 3)。確かに、Siegrist (1988a, 1989) は、中央ヨーロッパの枠内で、ドイツやスイスとの対比のもとで、イタリアにおける弁護士職 (avvocate) の漸次的プロフェッション化を——部分的ではあるが——析出している。

イタリアでのプロフェッション化プロセスは、19世紀の統一イタリア以前から始まり、一方で顕著で一定して継続する国家のアクション、他方で独立性の低いプロフェッション集団のアクションと特徴づけられる、いわゆる大陸型パターンに従ってきた (Malatesta, 1995: 9; Siegrist, 1988: 198)。実際、イタリアでは、国家構築の初期のプロセスはプロフェッション化と密接に関わっており、統一国家はプロフェッションの構築に決定的な役割を果たしている。

Malatesta (1995) によれば、プロフェッション化の第1の局面は、国家の主導とプロフェッション集団によって加えられたコーポラティスト圧力の混合であった。同時期、一方で、地域・地方的特質の抵抗が、また一方で、経済的な後進性が、中央集権的国家の成長を妨げ、またプロフェッションにおいても、プロフェッション集団のような社会集団による独立的なアクションを促進した。したがって、19世紀後半に始まったイタリアのプロフェッション化は、ヨーロッパ的傾向に条件づけられたが、イタリアに特殊な事象にも条件づけられた。それは、“上から”と“下から”の圧力が収斂するプロセスであったとされる。すなわち、統一イタリア (1861年) 以降では、プロフェッション化のプロセスは法律部門において国家によって主導されていた。そして、それは、他のヨーロッパ諸国と同様に、他の“自由プロフェッション (free professions)”に対するモデルを提供した (Malatesta, 1995)⁷⁾。

イタリアにおけるプロフェッションの協会 (ordine) は、多くの点で、ナポレオンによって再構成され、王政復古期にさらなる自己統治権能を勝ち取ったフランスの弁護士 (avocat) の協会 (ordre) に類似しているといわれる⁸⁾。しかしながら、ル・シャプリエ法 (団結禁止法, 1791年6月) が適用され、法律プロフェッション以外が集団を組織化するためには組合形式を取るものとされたフランスの場合と異なり、イタリアにおける協会は、他のすべてのプロフェッションに適用された。のちに、フランスでも、協会は、1940年代ヴィシー政権下ですべてのプロフェッションに拡張され、第四共和政において再構成されたため、今日、フランスは、イタリアと最も類似したプロフェッションの仕組みを有する国となっているが、19世紀においては、イタリアの協会の仕組みは、むしろ、同様な発達をたどったスペインの仕組みとの間の方がより類似性が高かったとされる。この点に関して、1878年に法律家 (弁護士) に対してはじめて設置されたドイツの会議所 (Kammern) が引き合いに出される (Siegrist, 1988: 196)。イタリアの協会は、ドイツの会議所と

は対比的に、当時も（そして現在も）、「真の意味でのプロフェッションの自己統治団体（bodies of professional self-government）であった」（Malatesta, 1995: 11）。懲戒権能もプロフェッションの倫理基準のエンフォースメントもその団体の排他的な権能領域である。こうした能力は、イタリアのプロフェッション化プロセスの特徴そのものを反映したプライベートとパブリックの要素を結合するものである。

イタリアにおけるプロフェッション化の第2の局面は、ファシスト期に形成されており、法律家（弁護士、検察官、公証人）、医師などの古参の自由プロフェッションのプロフェッション化に焦点が当てられていた第1の局面から、化学技術者、建築士、測量士、ジャーナリスト、ビジネス・コンサルタントのような新興の自由プロフェッションの出現が見出される時期である。とりわけ、第2の局面では、ファシスト国家とプロフェッションとのコーポラティスト的關係の深化という特徴が明らかにされる（Turi, 1994）。1920年代ムッソリーニ政権初期に実施された自由プロフェッションに対する司法上の承認は、これまで以上の強力な社会集団の発展状況をふまえ、また、国家内部でそれらを組織し、パブリックとプライベートの二分法を克服するという緊急性に対応したものであったが、それはまた、プロフェッション集団から実質的に権力を奪い、あるいは、彼らの内部の自治（autogoverno）組織を廃絶することによって、ファシズムのコンセンサスをコントロールし、それを獲得するという全般的な目的を反映したものであった（Turi, 1994: 24-28）。Turi (1994) は、「ファシズムは、ドイツのナチスがそうであったように、プロフェッション化という“エンジン”と強制という“笏杖（bastone）”を組み合わせることによって、矛盾した遠心的な前提を置きながらも、広くはあるが均一ではなく安定的なコンセンサスを獲得することに成功した」（Turi, 1994: 47. 圏点は引用者による）と仮説している。

2.4 プロフェッション化理論レベルでの議論の深化

1990年と1991年は、Jarausch 著 (1990), Cocks and Jarausch 編著 (1990), McClland 著 (1991) のような英語でのドイツ・プロフェッション史研究が出版されたという意味で、研究史上、重要な画期となったが、これらとは別に、1985年に設立されたスウェーデン高等研究コレギウム（Swedish Collegium for Advanced Study in the Social Sciences; SCASSS）の研究理事の一人である Rolf Torstendahl のイニシアチブで、スウェーデンの研究者とともにヨーロッパ・アメリカのプロフェッション研究者が集結され、プロフェッションをめぐる議論が展開されていた。その成果が、同時期の1990年に、『プロフェッションの形成：知識、国家、戦略（*The Formation of Professions: Knowledge, State and Strategy*）』と『プロフェッション、理論と歴史（*Professions in Theory and History: Rethinking the Study of the Professions*）』として出版された⁹⁾。ここで、アングロ・アメリカ諸国以外の国——ドイツ、フランス、スウェーデン——における“プロフェッション”の史的発展が示され、アングロ・アメリカ型のプロフェッション概念の再考を促すという理論へのインパクトが強調された。

『プロフェッションの形成』に所収された論稿のなかで、コンフリクト社会学を展開したことで知られるアメリカの社会学者 Randall Collins は、プロフェッション化に関して、「すべてのプロフェッションが同一の道筋を経るわけでも、同一の帰結に到達するわけでもない。異なったプロフェッションの間にはある種の群としての類似性（family resemblance）が見出せるので、現下の

研究はこうした多様な経路を図式化することに関連する」(Collins, 1990b: 15. 圏点は引用者)としている。具体的に、アングロ型と大陸型という2つのプロフェッションのモデル——したがって、プロフェッション化のモデル——を提示している。とりわけ、「大陸型プロフェッションの発展の推進力は、主として、国家の成長であった。政治的闘争は、革命的なものであれ、改革的なものであれ、国家がサポートする特権の構造変化に基づいて、異なった分派を互いに闘わせた。たとえば、プロイセンでは、ナポレオン戦争時の改革運動は、政府でのキャリアにおける独占につながる資格要件の拡張を行うことができたという意味で、大学で教育された官僚にとっては、勝利そのものであった。……対照的に、典型的なアングロ型の〔プロフェッション化の〕ルートは、サービスの市場で業務運営する独占的な実務者集団の形成であった。そこでは、職業は、国家から距離を置いて自らを形成することによって、高いステータスのプロフェッションとなった」(Collins 1990b: 16)としている。

このように、アングロ・アメリカ的なプロフェッションとヨーロッパ大陸的なプロフェッションには、国家の関与のあり様に根本的な相違があり、それによって、形成されるプロフェッションの観念も異なるという考え方が受け入れられるようになってきた。興味深いことに、Collins, Eliot Freidson (あるいは、McClelland) のような、アングロ・アメリカ人の中でも「イングランド人(イギリス人)」ではなく「アメリカ人」研究者からこうした相違が見出されたのはおそらく偶然ではないであろう(Burrage, 1990a: 5)。それというのも、アメリカのプロフェッションはイングランドのプロフェッションとは歴史的な出自と発展がそれなりに異なっていたからである。実際に、1970年代以降、プロフェッションと国家との関係性に注目する多くの論者——たとえば、Freidson, Jeffrey Berlant, Magali Sarffati Larson——が、イングランドとアメリカにおけるプロフェッションの歴史を対比的に捉えるようになっていた。Freidsonは、いずれも、相対的に弱く、分権化され、かつ、分断された(relatively weak, decentralized, and fragmented)国家構造を有する、イングランド(イギリス)とアメリカ合衆国の間においても、プロフェッションの構造に違いを生み出すようないくつかの要因が存在していた(あるいは、存在している)ことを示している(Freidson, 1995: 36-39)。イングランドでの発展と切り離して、アメリカのプロフェッションの発展を捉え直す着想は、まさに国家との関係性という視点から生み出されたものである(Rüschemeyer, 1986: 444)。また、Berlantも、イングランドとアメリカ合衆国の医業プロフェッションの制度化(独占と排除)のなかで、イングランドとアメリカそれぞれに見られた国家とプロフェッション団体の関係性を、歴史的に析出し、国家(政府)からの特権の付与が重要な役割を果たしてきたことを結論している(Berlant, 1975)。

また、一方で、こうした比較史研究の文脈において、たとえプロフェッション概念の厳密な定義づけを後回しにしたとしても、各国のプロフェッション化の本質を追及することには意味があるとの共通理解も広がった。たとえば、Jarausch (1990a)は、ドイツ第二帝国期においても、ある領域では、実務者たるプロフェッショナルが、自律性を求めて、プロフェッション化を推し進めたことを強調している。「パブリック・セクターや軍隊の枠内ですら、プロフェッション化の努力は、まさしく、統制から実務者を解放すること、彼らの専門性に基づく自己判断の自律的な領域を手に入れることに向けられていた」(Jarausch, 1990: 14)。これはすなわち、ドイツのプロフェッション化においてもLarson (1977)のプロフェッショナル・プロジェクト概念が適用できることを示唆し

ているとみられる。実際、ドイツにおけるプロフェッション化、とくにドイツにおけるプロフェッション団体の行動を分析するにあたって、その当初から、Larson (1977) のプロフェッショナル・プロジェクト概念が用いられている (McClelland, 1985; Jarausch, 1988; Rüschemeyer, 1980)。

3. プロフェッション化の国際間・文化横断的比較

3.1 国際間・文化横断的比較 (cross-national, or cross-cultural comparisons)

プロフェッション史においていち早く比較史的視点を強調したのは、すでに触れたとおり、アメリカ・ブラウン大学の Dietrich Rüschemeyer である。Rüschemeyer (1980) では、「教育訓練、職業の構造、権力の配分、確立された職業価値基準などの、いったん制度化された関係の継続的な影響に関する比較的研究 (Vergleichende historische Untersuchungen) は、“プロフェッション”に関するアングロ・アメリカ諸国の研究業績をヨーロッパ大陸の歴史研究に実りあるものとして受け入れるための前提条件である」(Rüschemeyer, 1980: 325) としている。そして、「他の点では類似した社会構造におけるそのような継続性から生じる広範囲にわたる違いを明確に理解しておかなければ、誤解を招くような転移や類推をしてしまいがちである。……歴史的発展の異なる段階におけるプロフェッション化の他の点では類似したプロセスの間には、広範囲にわたる違いがあることを認識しなければならない」(Ibid.) と強調している。

さらに、Rüschemeyer (1986; 1989) は、国を横断して (cross-nationally) 法律家および法律業務を分析するために必要な視点として、国家中心のアプローチ (a state-centered approach) を提示している。法律プロフェッションに関して見てみると、共通しているのは国家によって種々の変革が着手されてきたことである。Rüschemeyer は、従来の〔アングロ・アメリカでの〕プロフェッション研究は国家を無視し、その概念に国家を含めないようにしてきたと指摘し (Rüschemeyer, 1986: 416), 「国家の役割に焦点を当てることは、イングランドや北米の歴史的状況への密着性からプロフェッションを中心とした枠組みを解放する一助となりうる」(Rüschemeyer, 1986: 446) と主張している。

非プロフェッショナルの素人的競争に対する保護策を与え、プロフェッション教育の仕組みや教育上の参入要件を用意し、ライセンスを必要とし、それを付与するのは、すべて、国家であった。Freidson (1986; 1995) は、国家のこうした役割を強調していた¹⁰⁾。Rüschemeyer は、最も自律的であるとされるアメリカのプロフェッション制度といえども、単純にプロフェッション団体に代表されるプライベートの組織に依拠しているというより、究極的にはプロフェッションに対する国家の認知 (recognition) と保証措置 (guarantees) に依拠していると見るべきであるとしている (Rüschemeyer, 1986: 444)。

また、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスの Michael Burrage は、政治的革命 (political revolution) を主軸として、フランス、アメリカ合衆国、イングランドにおける法律プロフェッションの発展を説明するための比較史的枠組みを提示している (Burrage, 1988; Burrage, 1989)。Burrage によれば、政治的革命によってもたらされる社会的、政治的变化 (とくに革命による国家権威の崩壊) は、国家との関係性を再構成するなかで、法律プロフェッションのあり方に永続的な影響を与えたと捉えられ、その点で、フランス革命、アメリカ独立革命、イングランド市民革命

(清教徒革命および名誉革命)の影響力は共通する (Burrage, 1988: 242-243; Burrage, 1990b: 165, 172-173)。そして, Burrage (1988; 1989) は, フランス, アメリカ, イングランドにおける法律プロフェッションを, 「参入許可と教育訓練をコントロールする」, 「管轄領域を保全する」, 「プロフェッションの構成員の振る舞いを規制する」, 「コーポラティブなプロフェッションとしてのステータスを高める」という4つの目標の観点から比較考察し, 革命のプロフェッションに与えた衝撃がこれらの目標を実現する能力にどのような影響を及ぼしたのかを追跡している。Burrage (1988; 1989) の見出したインプリケーションは, 以下のようなものであった (Burrage, 1988: 274-275; Burrage, 1989: 366-368)。1つに, 革命前の, フランス, イングランド, アメリカの法律プロフェッションは, ほぼ同様とってよい方法で同じプロフェッションとしての諸目標を追求していた。2つに, 革命は, (たとえば, イングランドの法曹学院 (Inns of Court) のような) 法律プロフェッションのコーポレート組織に同様な衝撃を与えた。3つに, その衝撃の形式と帰結は3ヶ国において非常に多様であった。4つに, 革命後の法律秩序構築への欲求を実現する企てが, 結果的に, 3ヶ国のうちフランスとアメリカにおける法律プロフェッションのコーポレート組織の崩壊を導いた。イングランドの法曹学院では, こうした欲求の実現が成功しなかった。5つに, 革命が生じさせた対立状況の対比的な帰結が, 3ヶ国の法律プロフェッションの現代的相違を理解し, 説明する役に立つ。

さらに, Heidenheimer (1989) は, プロフェッションのうち, とりわけ伝統的なステータス・プロフェッションと呼ばれる医師と法律家が, 国家構造との相互作用を通じて, どのようにして国ごとのプロフェッションに対する政策のあり方に差異を生じさせるのかを分析している。そのために, プロフェッションと国家の間の関係の歴史的パターンに関する枠組みを提示して, イングランド/イギリス¹¹⁾, プロイセン/ドイツ, アメリカ合衆国の法律プロフェッションと医業プロフェッションの発展に見られる関係性の推移を国際比較として分析している¹²⁾。そして, それぞれの国が, いかにして, ステータス・プロフェッションに自律性 (autonomy) を付与し, 取り消し, 再付与したのかをその中核として見ている。Heidenheimer の見立ては, 以下のとおりである (Heidenheimer, 1989: 534)。イングランドのプロフェッションは, 1518年に王立内科院 (Royal College of Physicians) が勅許を受けて以降, 形式的には, その自律性が傷つけられたことはなかった。実際, イングランドでは, プロフェッションが自己統治の付与に対する深刻な形での撤回を経験することは一度もなかった。しかし, フランス革命は, 大きな官僚的統制を受けるという枠組みの中で後日復活させるために, ^{アンシャン・レジーム}旧体制のもとでのコーポラティス的な独占を一時的に一掃したという点で, 反作用をもたらした。これに関連し, プロイセン/ドイツでは, 絶対主義期にはそうしたコーポラティブな自己統治を付与することなく, 19世紀の立憲体制確立期以降になってはじめて, 限定された自律性が認められるようになったに過ぎない。アメリカ合衆国も, 植民地時代からコーポラティブな独占を継承していたという点で, フランスと同様であった。その後, アメリカ独立革命後しばらく経ったジャクソン民主主義時代に, ライセンス付与権限の大半が失われた。アメリカの場合, その回復は, 19世紀末様になってであった。ただ, それ以降は, 国家とプロフェッションの関係の国ごとのパターンの全体的相違は, 依然大きいものの, あまりはっきりとは識別できなくなっている。

Heidenheimer (1989) は, それぞれの政策志向性を形作る要因について分析した後, 「イギリス

とアメリカで法律職をどのように見ているのかを対比することは、社会的、政治的变化があること、あるいは、そうした変化が相対的にないことが、低い国家性のシステムのなかでステータス・プロフェッションが果たす役割を強調する、あるいは、軽視することにどの程度寄与するのかを評価する助けとなる。一方で、イギリスの法律家はその基軸的地位を失い、他方で、アメリカの法律家は、より区画を定めない、プロフェッションの企業家的な性格設定を用いることで、自らのパブリック、プライベート両方の役割を通じて、政策を形作り続けることができた」(Heidenheimer, 1989: 548)と総括している。このように、ドイツとイギリスの対比だけでなく、アメリカとイギリスとの対比から引き出し、アングロ・アメリカ国の枠内においても、その国のプロフェッションの性格を左右するだけの相応の社会的、政治的状況の相違があったことに着目したことは、本稿の目的において、大いに注目に値する。

そして、Hannes Siegrist は、まさにプロフェッション化の比較史的パターンとして、この問題を捉えている。Siegrist (1990a) は、プロフェッション化のプロセスにおける、所与の社会である歴史的な時期において支配的であった統制事例と規制原理の種類に従って、アングロ・アメリカ的文脈では現れなかったプロフェッション化のパターンを析出している。さらに具体的に、Siegrist (1994) では、3つの基本プロフェッション化モデルが見出せるとして、(1)イングランドにみられた古参のコーポラティブ・プロフェッション (内科医師と^{バリスタ}法廷弁護士) の調和的、漸進的変革としてのプロフェッション化、(2)アメリカにおける職業集団によって達成された自由主義的なプロフェッション化、(3)ヨーロッパ大陸の多くの国々で多くのプロフェッションによって経験された、国家による上からのプロフェッション化、として類型化している (Siegrist, 1994: 8-13)。とくに Siegrist は、イングランド型のプロフェッション化は標準的あるいは模範的な事例ではなく、プロフェッションと国家の関係性のあり方からすれば、むしろ例外的な部類に属すると指摘している (Siegrist, 1994: 9)。また、アメリカ型のプロフェッション化は、同じアングロ・アメリカに属する国とはいえ、イギリス型とは明らかに出自が異なっており、自由主義的民主主義社会のもとで出現した“別のタイプの”プロフェッション化であるとみている。そして、中央ヨーロッパの多くの国々にみられたプロフェッション化もまた、いわゆる“(国家による)上からのプロフェッション化¹³⁾”の伝統と圧力を受けて、アメリカ型のものともまた異なっていた。そして、「上記で特徴づけられた3つの基本モデルは、(a) イングランド、(b) アメリカ合衆国、(c) 大陸ヨーロッパの大規模国での発展の一般化から導き出されている。当然、これらの歴史通有的な (historical-generic) モデルの構成要素は他の国々にも見出しうるが、それは弱い形で、異なった意味を持って、ということになる。単一のモデルあるいは単一の構成要素の配置として示されてきたものは、実務上は、モデルの混合として現れることになるだろう。これはすでに、官僚主義的中央集権国家が十分に強力ではなく、エリートやプロフェッションの望みを考慮に入れざるを得なかったため、19世紀初頭のフランス、および、多くのイタリア〔都市〕国家に当てはまっていた」(Siegrist, 1995: 14)。

近年の Siegrist (2014) では、プロフェッション化のパターンは、“上からのプロフェッション化”、“下からのプロフェッション化 (Professionalisierung von unten)”，そして“外からのプロフェッション化 (Professionalisierung von außen)” に大別できるとしている。大陸ヨーロッパ型

として知られてきた“上からのプロフェッション化”，アングロ・アメリカ諸国でみられた“下からのプロフェッション化”のほか，“外からのプロフェッション化”は，東ヨーロッパのような，キャッチアップ型の近代化プロセスを進めるために，外国のルールによって規定される典型的パターンであるとしている（Siegrist, 2014: 30-31）。

図表 比較史の枠組みを示すために実証レベルで比較された国およびプロフェッション

	実証レベルで比較対象となった国	比較されたプロフェッション
Rüschemeyer (1973)	アメリカ, ドイツ	法律プロフェッション
Ramsey (1984)	アメリカ, イングランド, ドイツ, フランス, スイス	医業プロフェッション
Burrage (1988; 1989)	アメリカ, イングランド, フランス	法律プロフェッション
Heidenheimer (1989)	アメリカ, イングランド, ドイツ	法律プロフェッション 医業プロフェッション
Burrage <i>et al.</i> (1990)	アメリカ, イングランド, ドイツ, フランス	法律プロフェッション
Larson (1990)	アメリカ, フランス	医業プロフェッション 技術者プロフェッション
Siegrist (1994)	アメリカ, イングランド, ドイツ	法律プロフェッション
Macdonald (1995) Chapter 3	アメリカ, イングランド, ドイツ, フランス	法律プロフェッション 医業プロフェッション

こうした比較史的な観点からのプロフェッション化の議論は，近代化の進展にともなうプロフェッションと国家との結びつきの漸次的な強化と相まって，分析上，近代国家の国家構造（state structure）および国家政策（state policy）の問題と重なるようになってきた。すなわち，「[プロフェッションをめぐる相互行為のなかで] 関与するアクターすべてが国家（the state）に依存しているため，なおかつ，それらのアクションは国家によって調停されるため，プロフェッションの知識とプロフェッションのサービスに対する国家の判断と政策はそれゆえに特定の重要性を持った対象である。実際，プロフェッションの比較研究の進展は，国家の比較分析における付随的な進展に，大きく依存するといえる」（Burrage *et al.* 1990: 222）。

こうした研究潮流のなか，スウェーデン高等研究コロギウムの成果で Rolf Torstendahl の編著になる『国家の理論と国家の歴史（*State Theory and State History*）』（1993年）では，こうした視点を内包して，比較史的観点から近代化のなかでの国家形成に関する歴史的考察を行い，その理論的ディスコースを提供している。

いずれにしても，国家形成の視点からのプロフェッションの発展プロセスの研究は，国家と社会とを概念的に切り離し，そのプロセスは国家そのものも含めた社会的アクターの相互行為によって規定されるという見方をより強固にさせることとなった。

3.2 自民族中心主義（ethnocentrism）とプロフェッション化への分析視点

パワー・アプローチの主唱者の一人と目される Terence Johnson は，比較史的視角を意識して，イングランドにおいてみられた2つのケース（1830年代および40年代のイングランドの司法システム改革における法律プロフェッションの国家との関わり，および，19世紀中頃から20世紀中旬

にみられるイギリス帝国主義国家と諸プロフェッションの関係)を取り上げながら、「プロフェッション化が所与の最終状態を持った単一のプロセスではないという見方は、変化する国家形態との関係性が流動的であることを示唆している。……近代プロフェッションが国家形成の産物であるという主張は、プロフェッショナルを万国共通の“権力の奉仕者”としてみる見方を随伴するわけではない。……自律性に向けての必然的に部分的な展開としてのプロフェッション化は、国家とその職業の結合関係から生じ、その社会ごとに変化する可能性がある。……独特にイギリス的(peculiarly British)であるのに、[アングロ・アメリカの]社会学者が伝統的かつ潜在的に万国共通な(universal)形式と誤認してきた自律性の形式の毀損も含めて、イギリス帝国の衰退はプロフェッションと国家との関係性におけるさらなる変化を予見するものである」(Johnson, 1982: 208)と述べていた。

アングロ・アメリカ諸国のプロフェッションとそこでのプロフェッション化のみを対象にして発展したプロフェッション史研究に対しては、主に非アングロ・アメリカ諸国のプロフェッション化を研究する論者から自民族中心主義(ethnocentrism)に基づいているとして少なからず異議が唱えられるようになった。こうした批判は、究極的には、対象であるプロフェッション化それ自体が時間と空間・コンテクストに依存していることを基礎としたものであるが、プロフェッションに対する理論的枠組みそのものがアングロ・アメリカ諸国で通用の概念によって規定されているとすれば、それは理論形成上の問題でもあった。非アングロ・アメリカ諸国のプロフェッションの歴史的発展を実証的に探求しようとする研究者たちは、それぞれ、以下のように指摘している。

「プロフェッションについてのアングロ・アメリカの文献はヨーロッパ大陸を対象とする歴史学者および社会学者の関心を惹き始め、また、社会学者はプロフェッションについての自らの初期の理論化が狭隘かつ自民族中心主義的な証拠に依拠していると認識し始めた。」(Burrage *et al.* 1990: 203)

「プロフェッション化研究は、その、いくらか自民族中心主義的な理論を拡張する目的で、中央ヨーロッパでの発展をより密接に探求することがよいであろう。」(Jarausch, 1990b: 10)

「[イギリス人研究者とアメリカ人研究者の]ほとんどは、……[プロフェッションに関する]議論において最も島国的¹⁴⁾で、自民族中心主義的であり、結果、自身のプロフェッションがどのように独特であるかを判断できる視点を持つことはけっしてなく、また、自身のプロフェッションの発展を説明し、それについての一般化を構築するためには彼らが英語圏の外からの比較的証拠を必要とするかもしれないという示唆をもたらすこともなかった。」(Burrage, 1990a: 4)

「プロフェッション論の〔伝統的な〕2つの学派〔注：構造機能主義アプローチと批判主義アプローチを指している〕はともに、……ある種のアングロ・アメリカの偏狭さという欠点を有している。また、どちらも、すべての近代社会に特徴的といえる知識の利用の増大に合わせたような別の制度的配置が存在しうるのかどうかを長年議論しないできた。」(Rüschemeyer,

1986: 443)

「〔英語の〕プロフェッション”の語は、制度的な概念として、本質的に、特定の時期の歴史と結びつき、その特定の時期における限られた数の国とだけ結びついている。」(Freidson, 1995: 19)

「基礎にあるのは、英語という言葉であり、その19世紀、20世紀の用法である。他の社会あるいは、その社会的習慣における相違、英語圏での言語におけるその投影といったことは考慮されない。……〔英語圏でのものと〕同一の〔プロフェッションの〕特質が他の社会での〔アングロ・アメリカのプロフェッションに〕対応する集団にとっては本質的でないとしたならば、われわれ研究者は、本質主義的アプローチ〔注：概ね、伝統的な構造機能主義アプローチを指している〕はプロフェッション化の一般理論に対する健全な基礎とはならないと認識しなければならない。」(Torstendahl, 1990: 48)

しからば、アングロ・アメリカにおけるプロフェッション化の主流的な見方を提示してきた Magali Larson のプロフェッション化プロジェクト (プロフェッショナル・プロジェクト) 論 (Larson (1977)) は、こうした自民族中心主義との評価に関連して、どのように位置づけられるのであろうか。というのは、Keith Macdonald が、プロフェッションを理解するための鍵概念として “プロフェッショナル・プロジェクト” を用いることに反対する主張の核はそれが自民族中心主義的な点であるとしており、具体的な論者として Burrage (1988), Torstendahl (1990), Burrage *et al.* (1990) を名指ししているからである (Macdonald, 1995: 95)。Macdonald (1995) によれば、プロフェッションを理解するための鍵概念として “プロフェッショナル・プロジェクト” を用いることに反対している (と Macdonald にみなされる) 論者の根拠は、それが、「特殊アングロ・アメリカの現象を指し示していること、その〔政治〕文化の価値に非常に重きが置かれ、他の社会の分析ではそれを実行不可能にするほどであることである。たとえば、フランスでは、国家や他の機関に対するプロフェッションの活動の特定の側面の統制の欠如がこれに疑問を投げかけるかもしれないものの、それはいくらかの有用性を持っていると言われるかもしれない。しかしながら、ドイツは、国家が常により強力的であり、大学が実務者よりも大きな知識ベースへの統制を保証してきて、そして、社会的威信が異なる方法で割り当てられる事例を提供している。したがって、プロフェッション組織は常に弱体化しており、また、異なる文化的文脈を考えると、“プロフェッショナル・プロジェクト” が想定する目的または文化的基盤のいずれも持たなかったと主張できてしまう。これを拡張すると、支配的な国家の歴史を持ち、工業化に遅れをとった他の社会も、同様に、“プロフェッショナル・プロジェクト” の観点からの分析で受け入れられない知識ベースの職業をかかえていると考えられる。東ヨーロッパとロシアがその典型例であり、ファシスト期を経てきた社会 (スペイン、イタリア、日本) にも個別に当てはまるかもしれない」(Macdonald, 1995: 97-98) ということである。

しかしながら、Macdonald (1995) は、本来プロフェッショナル・プロジェクトの概念が “目的指向性 (purposefulness)” を具備しなければならないことを強調しつつ (Macdonald, 1995: 98)

も、最終的には、「たとえドイツのような、“上からのプロフェッション化”を伴った、強力な国家主義的〔政治〕文化においてさえ、知識ベースの職業〔注：プロフェッションを指す〕の構成員の自律性を獲得し、プロフェッショナル・プロジェクトに着手しようとする欲望を示す証拠は挙げることができる」(Macdonald, 1995: 98)としており、ドイツやフランス、あるいは、ソヴィエト連邦のようなかつての共産主義社会においてすら、そこにおけるプロフェッショナル・プロジェクトを見出すことは可能であると結論している。

当のLarsonは、『プロフェッションの形成』に所収のLarson (1990)において、「〔Larson (1977)において、アメリカとイギリスだけの〕アングロ・アメリカのケースを選択したことで、市民社会から生まれた市場型プロフェッション (*market profession*) とプロフェッション化プロジェクトに対し過度な強調を置くことになった」(Larson, 1990: 27)と弁明しているが、そのうえでまた、「〔フランスでのプロフェッション化にはアングロ・アメリカ型のモデルとは区別されたモデルが識別できるので〕疑いなく、プロフェッション化には、1つ以上のモデルが存在したし、存在する」(Larson, 1990: 29)とも強調している¹⁵⁾。そして、「〔プロフェッション化の特質の一つである〕ステータスを求めた社会的閉鎖に関して〔アングロ・アメリカ型以外の〕別個のモデルが存在しているということは、プロフェッションは常に歴史的に特殊な概念であることをわれわれに警告している」(Larson, 1990: 30)とも指摘している。

いずれにしても、ドイツ・プロフェッション史研究を主導していたConze and Kockaは、「プロフェッション化概念がもともとアングロ・アメリカの事例に基づいて開発されたという事実は、この概念が開発された条件を考慮し、その結果としての特異性を修正し、理念的なものとして、また、バリエーションを含む類型化の目的で使用するのであれば、他の国における同様の（同一ではない）開発の分析に対するその有用性を損なうものではない」(Conze and Kocka, 1985: 20-21)との見方をしている。

4. 会計プロフェッション史研究への影響の評価

4.1 全体的傾向

Poullaos (2008) は、研究史としては、「会計のプロフェッション化に関する議論は、最初にプロフェッション化が始まったイギリス〔グレート・ブリテン〕に始まり、イギリスの入植植民地〔カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ〕、アメリカ合衆国、ポスト植民地の国々、大陸ヨーロッパでのプロフェッション化の検討に続いていく」(Poullaos, 2008: 250)としている。具体的に、スコットランドに始まり、イングランド、戦後期のイギリス、そして、カナダ、オーストラリア、南アフリカ、アメリカ合衆国を概括し、ポスト植民地の事例として、トリニダード・トバゴ、ジャマイカ、ケニア、ナイジェリアといった旧イギリス帝国植民地に触れている。また、ギリシャ、ベルギー、フランス、スペイン、ポルトガル、さらにピロード革命後のチェコ、文化大革命以降の中国に触れて、締め括られている。なお、そこには、わが国の会計プロフェッション化に関わる参考文献も加えられていた。

このように、近年になって、アングロ・アメリカ諸国を超えて、多様な国での会計のプロフェッション化が研究対象として捉えられるようになってきた。しかしながら、本稿で触れたような、す

でドイツやフランス、スウェーデンなどで展開されていたプロフェッション化に関する比較史的考察の成果が、これらの各国の“会計”プロフェッション化研究に反映しているとは言いがたい。これらの国における会計プロフェッション化研究は量的には圧倒的に少なく、また、大陸型プロフェッションの発展の基礎となった特殊な歴史的文脈を考慮したものは、残念ながら、多くはない。

こうした状況に対して、たとえばCooper and Robson (2006)は、近い将来に必要なリサーチ・アジェンダとして、以下のように述べている。

「専門能力 (competency), 民族性 (ethnicity), 社会階級の間 (これらの) 相互関係は、監査機能の独占をめぐる論争において、多くの管轄領域 [通常は、国境内……引用者注] で引き続き残存している。これらの問題を、管轄領域を超えて探求することができれば、非常に価値があるであろう。たとえば、プロフェッション業務 (professional work) そして実際には専門能力と技倆が、国境を超えて、どのように構築され、再生産されているのか。日本、インド、中国での会計の発展についてより深く学ぶことには価値がある。同様に、会計が経済的管理の中心的部分ではなかったと思われる帝国勢力 (ドイツ、イタリア、スペイン) とそれらの旧植民地 (メキシコ、北アフリカ、東ヨーロッパなど) の間の発展を調べることは有用であろう。」 (Cooper and Robson 2006: 420)

これが書かれた2006年からすでに15年経っているが、このアジェンダを直接取り上げた目立った研究はみられない。

4.2 いくつかの有益な研究

しかしながら、プロフェッション化に関する比較史的考察の成果を直接ふまえた会計プロフェッション史研究が皆無であるわけではない。

De Beelde (2002) は、大戦後におけるベルギーの監査プロフェッションの誕生 (この事例は、監査業務の担い手の問題であったので、正確に“監査”プロフェッションの問題であった) を扱っている。第二次大戦前のベルギーは、地域によって、隣接するフランス、オランダ、ドイツからの影響を受け、複雑な地政学的地位にあった。このことが同国の会計・監査プロフェッションの発展に大きな影響を与えていた。De Beelde (2002) は、1940年代および1950年代における監査プロフェッションの生成と発展に焦点を当て、大陸ヨーロッパでのプロフェッション形成における国家の役割の重要度をふまえて、ベルギーにおける監査プロフェッションの創設が強い国家の関与によってなされたことを実証している。

同じく戦後におけるギリシャの事例について研究したDedoulis and Caramanis (2007) は、第二次大戦直後のギリシャにおける監査制度の形成に焦点を当て、パーセンテージ協定の結果としてイギリスを中心とする“西側の” (アングロ・アメリカ的) 影響があったにもかかわらず、優先順位の高い国家政策をより有効に遂行する手段として、新興の経済圏であったギリシャでは、コーポラティスト的な監査プロフェッション団体 (a corporatist auditing body) を制度化したと指摘している。このように、ギリシャにおける監査 [プロフェッション] の発展は、“西側の” 組織による

プレッシャーの帰結としての、支配的なアングロ・アメリカ的パラダイムの完全な模倣としての単線的なものというわけではなかったことを示している。

5. インプリケーション — わが国の（会計）プロフェッション化を捉えるために —

本稿では、プロフェッション化と呼ばれるプロフェッション形成のプロセスを比較文化的に分析しようとする、主としてドイツを中心とした議論を概括してきた。最終的には、わが国の公認会計士制度にかかるプロフェッション形成を、より深層に目を向けて、理解するための分析枠組み — 分析の見取り図 — を求めてのことであるが、その目的を達成する前に、いくつかのインプリケーションが得られた。

McClelland (1991; 1985) は非常に興味深い指摘をしている。すなわち、「近代プロフェッションとその代表団体の全発展期間における文化的状況の研究は、社会科学理論にとっても新たな展望を開く可能性をもたらしている。この点でドイツに関する研究はとくに価値がある。なぜならドイツ諸邦国はアングロ・アメリカ世界におけるプロフェッション化の諸条件と東ヨーロッパや非ヨーロッパの諸国におけるそれとの一種の中間地に立脚していたように思われるからである」(McClelland, 1991: 26 望田監訳: 35. 圏点は引用者による。McClelland, 1985: 234 も同趣旨)。

なお、McClelland と Siegrist とが編者となった McClelland *et al.* (1995) では、東ヨーロッパ諸国におけるプロフェッション化の研究も進められている。同書には、具体的に、法律家、医師、技術者等それぞれのプロフェッションのチェコ、ハンガリー、ブルガリア、オーストリア、ロシアでの発展を個別に分析した論稿が収録されている。とくに全体を総括した章は設けられていないが、同書での知見が、すでに触れた、Siegrist (2014) の“外からのプロフェッション化”のモデル化に繋がっているものと推察される。

また、Siegrist (1985; 1986; 1988; 1989) にみられるような、大陸ヨーロッパにあるフランス、スイス、イタリアにおけるプロフェッションの発展との間の比較的的位置づけをとりながらのドイツ・プロフェッション化の分析枠組み、あるいは、Burrage (1988; 1989; 2006) のような、政治的革命（フランス革命、アメリカ独立革命、イングランド市民革命）に随伴する法律システムへの影響を主要な軸とするプロフェッション化の比較史的な分析枠組みは、アングロ・アメリカ型のプロフェッションおよびプロフェッション化の観念を絶対視してしまうことに対するアンチテーゼとしての意味を持っていた。

そうしたなか、試論の性格が強いものではあるものの、Burrage *et al.* (1990) に集約された Michael Burrage, Konrad Jarasch, Hannes Siegrist の共有された視点 — 実務者としてのプロフェッショナル、国家、プロフェッションの提供するサービスの利用者、そして大学の4つのアクターの相互行為として捉えるアクター・ベースの枠組み — は、プロフェッション化に対する比較史的な立脚点としての優位性があるのではないかとみられる。重要なことに、彼らは、ドイツのプロフェッション史研究の成果をふまえて¹⁶⁾、アクターとしての国家の高い重要性を強調している。これに関連して、「それ〔国家〕が重要であることは、プロフェッションについての国際比較の議論において、即時的に、またほとんど直観的に、用いられている類型論が政治的支配 (political domination) の形式に基づいているという事実にあらわれている。英語圏でのプロフェッションの

議論は、暗黙のうちに、イギリス帝国主義の境界域に基づいている。このカテゴリーの枠内でのさらなる差異化は、イギリス支配の終焉と新たな独立国家の誕生によって可能となった、オリジナルのイングランド・モデルからの分岐的な発展を意味している。ナポレオン帝国は、同様に、フランスのプロフェッション制度がヨーロッパ全土に伝播されていく手段となっていた。帝政ロシアの弁護士職に対するフランスおよびイングランドからの影響、日本の弁護士に対するドイツからの影響に見られるような、文化的伝播の事例すらも、実際には、プロフェッションのメンバーによる外国モデルの自生的、自発的な採用ではなく、むしろ国家のアクションに依存していた」(Burrage *et al.* 1990: 210 圏点は引用者による)としている。

とくに日本に言及した部分から直接引き出せるインプリケーションは、文化の国際的伝播を通じて進行するプロフェッション化においても国家の及ぼした影響力が大きかった可能性があるということである¹⁷⁾。これはあくまでも弁護士職に関する言及であるが、公認会計士職の移植(伝播)の場合にも同様の特徴が見出される可能性があると想起される。本研究の取り扱う会計士、つまり、日本の公認会計士の生成および発展に関しても同様な作用が存在した可能性がある。公認会計士職の創設をこうしたプロフェッション化の観点から分析した歴史研究はほぼ皆無であるが、弁護士職については、Rabinowitz (1988: 160-162) においてプロフェッション化の文脈で指摘されているばかりでなく、Rabinowitz (1956) や大野 (1970) による日本の弁護士職(戦前の弁護士から戦後の新生弁護士へ)の発展に関する歴史叙述とも整合している(ただ、Burrage *et al.* (1990) には日本への記述に対する典拠の記載はない)¹⁸⁾。とくに、わが国の第二次大戦後の社会制度再構築のプロセスでみられたプロフェッション形成の場合には、戦後の新制度構築に向けたコーポラティスト的観点とここでの文化的受容という観点の二重の側面で、日本国家の果たした役割を考慮する必要があるのではないかということである。

さらに、近代国家における高等教育の重要性の高まりとプロフェッションの知識の制度化という視点は、ドイツ・プロフェッション史研究にのみ特有な議論ではなく、アングロ・アメリカのプロフェッション史研究においても注目されている視点ではあるが、Burrage *et al.* (1990) では大学およびその他高等教育機関を4つのアクターの一角として識別しており、枠組みのなかでも重要な地位を与えている。そうした点からも無視できないファクターである。また、高等教育とプロフェッションとの関係は、——おそらくは、わが国の公認会計士制度に対する研究ではほとんど意識されていないと思われるが——わが国の(会計/監査)プロフェッション形成を分析するうえでの重要な鍵となるはずである。

より分析的には、わが国固有の公認会計士という“プロフェッション”の捉え方の問題もある。医師、弁護士をはじめとするわが国の“プロフェッション”にある程度共通する特徴づけの問題、つまり、“日本的”プロフェッションの問題と、そのうちの会計/監査プロフェッションたる公認会計士特有の問題である。言い換えれば、公認会計士職を研究するにあたって、一つに、公認会計士が有しているわが国のプロフェッションであるがゆえの問題であり、もう一つに、会計/監査プロフェッションであるがゆえの問題である。後者においては、わが国のプロフェッションであっても、弁護士はそうであるが、公認会計士はそうではないという要素もあるかもしれないということである。

いずれにしても、そうしたいわゆるプロフェッション間比較については、それ自体、国際間比較

とはまた異なった観点からの議論が必要とされるであろう。これ自体、本稿での重要な留意点ではあるが、それでもなお、「経験的事例を研究するには、プロフェッション間比較は異なる社会の間での比較と混合してしまうことがすぐに明らかになる。それゆえに、プロフェッション化を主導するアクターがいずれなのかに従ってその国のパターンを区別するように枠組みを用いることが可能である」(Burrage *et al.* 1990: 219) と指摘されており、関連アクターの相互行為によってプロフェッション化を捉える場合、国際間比較を優先的に行う研究戦略に一定の合理性があると主張されることを付言しておきたい。

《注》

- 1) ただ、Freidson (1995: 15) の指摘するように、プロフェッション化プロセスについて語ることは、プロセスの方向性、そして職業がそれに向かっていくプロフェッションおよびプロフェッショナルリズムの最終状態を規定することを要する。プロフェッションについての“一定の”定義がなければ、プロフェッション化の概念は全く意味のないものになってしまう。“プロフェッション”の定義の問題は、比較的研究を行う際に、最も本質的な問題であり、実際にそのように捉えられてきた。本研究では一貫して“(片仮名で)プロフェッション”という語を用いているが、Freidsonをはじめとして多くの社会学者がそうしてきたように、研究全体を通じて、“プロフェッション”について“確定的”定義はしておらず、最低限の共通属性のみを記している。
- 2) ドイツ教養市民層に関して概説的な理解を得ることのできるものとして、邦文献では、田中(1990)、野田(1997)などがある。
- 3) Jarusch, 1990: 10.
- 4) 序文には、「比較分析は、単なる描写以上のものを行わなければならない場合、あらゆる論題に対して本質的である。ある社会の内部でなく、ある社会と別の社会との間で、研究対象の問題における重要なバリエーションが生まれる場合には、国際比較は、大きな理論的進歩のために不可欠になる。このことは明らかに法律システムに当てはまり、また、より明らかではないが、プロフェッションの特質にも当てはまる」(Rüschmeyer, 1973: vii) とある。
- 5) Kocka (1988) によれば、「西ヨーロッパ〔注：文脈上、主にイギリスおよびフランスを想定している〕との比較においてドイツの経済市民層〔注：狭義のブルジョアジー〕における閉鎖性と排他性は、ほかの市民分派に比べてその重要度において低さをもたらした。このことは、経済市民層が教養市民層——早くに形成され、時にはいくらか反資本主義的な志向をもつ——と対立していたという事実とも関係している。こうしたことは西ヨーロッパ、スウェーデンあるいはスイスとは違っていた」(Kocka, 1988: 42 望田監訳：28)。
- 6) なお、Siegrist (1985; 1986) では、19世紀のスイスにおける弁護士職のフランスとドイツと対比した場合の特徴を析出しており、これが彼のその後の国際比較史的分析の枠組みを規定している。スイスでは、歴史的にフランスやドイツに比して官僚化が進まず、スイス連邦の枠内でも分権化傾向が強かったとされている。ドイツ語だけでなく、フランス語やイタリア語を公用している州(canton)が混在していることもあり、州ごとの異質性が強く、スイスでの弁護士職のプロフェッション化は遅滞的で、脆弱となったとSiegristは見ている。この点、隣接するヨーロッパ大陸国のなかでもその国の歴史的、文化的な事情によって、プロフェッション化の様相が大きく異なってくることを示唆しており、非常に興味深いところである。
- 7) イタリアのプロフェッション史においても、“自由プロフェッション(libere professioni)”なる観念が存在しており、その時期のプロフェッションをそのように捉える傾向がある(Tousijn, 1987; Turi, 1994)。ただし、イタリア語の“libere professioni”が、ドイツ史でいうfreie Berufeと同等の概念上の意味内容——国家あるいは雇用者から独立した、主として自営の職業を示すため、たとえば、行政官吏は典型的にこれには含まれない——を持っているかは必ずしも明らかではない。Siegrist (1989) はSiegrist (1988a) のイタリア語訳であるが、そこでは、freie Berufeに相当する箇所はすべてlibere professioniとされている。本稿では、さしあたり、freie Berufe(独)とlibere professioni(伊)、そしてfree professions/liberal professions(英)は同等のコノテーションを有するものとして議論を進める。

- 8) フランスでは、16世紀初めには、13の高等法院 (parlements) に結びついてそれぞれの弁護士協会 (Ordre des Avocats) が存在しており、革命前夜においては、プロフェッションとして自己統治体 (professional self-government) を確立していた。フランス革命期において憲法制定国民議会を主導した構成勢力による改革によって、1790年にいったん弁護士協会は廃止されていた (Burrage, 1988: 231-234)。
- 9) 寄稿者は、収録の順で、以下のとおりである (括弧内は執筆当時の所属)。『プロフェッションの形成』について、Rolf Torstendahl (Uppsala University), Randall Collins (University of California), Magali Safatti Larson (Temple University), Lennart Svensson (University of Gothenburg), Raymond Murphy (University of Ottawa), Charles McClelland (University of New Mexico), Margareta Bertilsson (University of Lund), Tony Becher (University of Sussex), Aant Elzinga (University of Gothenburg), Inga Hellberg (University of Gothenburg), Lucien Karpik (École des Mines)。『プロフェッション、理論と歴史』については、Michael Burrage (London School of Economics and Political Science), Randall Collins (University of California), Rolf Torstendahl (Uppsala University), Jürgen Kocka (Free University of Berlin), Thomas Brante (University of Gothenburg), Klas Åmark (University of Stockholm), Svante Beckman (University of Linköping), Staffan Selander (Uppsala University), Hannes Siegrist (University of Bielefeld), Konrad Jarausch (University North Carolina)。
- 10) Freidson によれば、アメリカ合衆国のような、国家構造的に中央集権性の弱い国家においても、国家機関 (文脈上、合衆国政府機関) の長およびその直属の管理者層がプロフェッションの有資格メンバーであるならば、そのプロフェッションは国家の事柄についての重要な程度の影響力を行使していると認識しなければならない (Freidson, 1995: 38)。
- 11) 原文は“Britain”で、通用されている意味でのイギリスという意味であるが、Heidenheimer (1989) の文脈では、16世紀から20世紀にかけての歴史的発展を視野に置いており、その意味では、国家の歴史的な継承性を意識するのであれば、ややまわりくどい感があるものの、イギリスとするよりも、グレート・ブリテン連合王国 (イングランド (ウェールズを含む) とスコットランドの連合国家) として表記しておいた方が適当であるという側面もある。ただ、19世紀に入っても、裁判制度をはじめとしてスコットランド独自の制度が種々の場面で認められており、それによってプロフェッションの生成と発展に大きな影響を受けていた。ドイツ領邦国家の場合も同様で、プロイセンでのプロフェッションの発展と北ドイツ領邦あるいはバイエルンでの発展にも地域的な差異がみられた。そのため、数世紀の長期間にわたっての歴史的発展を概括する場合、かえってミスリーディングなニュアンスも残ることを承知しておく必要がある。
- 12) Heidenheimer は、Charles Tilly の国家形成論での国家性 (stateness) 概念を援用している。Tilly (1975) では、比較史的視点のもとで、統治構造における“国家性”の程度を「政府 (統治体) の機関が他の組織と差別化され、中央集権化され、自律的で、公式に互いに協調する程度」(Tilly, 1975: 32) と定義している。
- 13) “上からのプロフェッション化 (professionalization from above)” は、19世紀に入って実施された改革を表すものとしてのドイツ歴史学の“上からの革命 (Revolution von oben; revolution from above)” から来ている (Siegrist 1990a: 182)。Siegrist によれば、分析上の時代区分もこの観点から、国家介入の周期 (モデル) に従ってなされる傾向にある (Ibid.)。こうした時代区分に関して、Torstendahl は、「プロフェッションの発展の時代区分は、国家がプロフェッションに対して抱く野心と密接に関連している」(Torstendahl, 1999b: 10. 圏点は引用者) としている。
- 14) Burrage は非常に興味深い警えをしている。プロフェッションに関する議論がいわばアングロ・アメリカ内部の学術的やりとりにならなかったことは「英仏海峡に霧、大陸孤立する (Fog in channel: Continent isolated)」の一例にほかならない (Burrage, 1990a: 4)。なるほど、孤立しているのは、イギリス (グレート・ブリテン島) ではなく、ヨーロッパ大陸の方であるとみなすイギリス人の島国的偏狭性のあらわれであろうか。
- 15) このように結論づけるにあたり、Larson は、Matthew Ramsey によるフランスの医業プロフェッションの独占権に関する研究 (Ramsey, 1984) を引いて、検討している (Larson, 1990: 27-29)。Ramsey (1984) は、医業においてプロフェッションの自律性 (professional autonomy) を規定する契機になったのはフランス革命とその後のナポレオン時代の改革であったとみており、そうした“フランス・モデ

ル”として、18世紀後半から19世紀前半にかけてのフランス医業プロフェッションのプロフェッション化を捉えている。ただ、Larson (1990) は、Ramsey の医業プロフェッションよりも、同じ書籍に所収されている Wess (1984) の提示した技術者プロフェッション（軍事・土木技術者）のケースに強く依拠している。

- 16) Jarausch (1990a) は以下のように述べている。「こうしたドイツの経験 [Jarausch (1990a) は、ドイツでの法律家、教師、技術者の発展を描写している] のインプリケーションが示唆するのは、プロフェッション化理論の再考である。akademische Berufsstände を含むように、“プロフェッション”の定義そのものを拡張すべきであり、そのプロセスは、多種多様であり、可逆的なものとして理解されるべきことである。アクターの中で、実務者およびクライアントから権力と正統性の源泉としての国家および高等教育へと、力点をシフトする必要がある。ヨーロッパ大陸における会議所 (chambers; Kammern) の重要性の帰結として、峻別されるべきネオ・コーポラティスト型のプロフェッション化が概念的な目録に加えられるかもしれない。強制的なステージを持った全般的進化モデルを押し付けるのではなく、プロフェッションの発展の諸局面は、歴史的に条件づけられた、所与の国内的文脈に限定されたもの (historically contingent and limited to a given national context) とみられるべきである。政治的努力や組合戦術とは区別されたものとしてのプロフェッションの戦略は、ほかのどこよりも中央ヨーロッパにおいてこれをより官僚主義的で、学問的にしたところの周辺システムの構造に従って描写されなければならない。同時に、中間階級の枠内でのプロフェッションの位置は、企業家、行政官吏 (public official) その他の教養市民層のメンバーと関連して、より明確に定義されるべきである」(Jarausch, 1990a: 19-20)。
- 17) 近年の Siegrist (2017) は、非常に興味深い歴史的観察をしている。Siegrist (2017) は、いったんソヴィエト型の知識層 (インテリゲンチア) を中核とした知識ベース職業の形成を行った東ヨーロッパ諸国において、1990年以降、“再プロフェッション化 (reprofessionalization)”が進められるようになったという状況をふまえて、「東中央ヨーロッパの諸国においては、多くのプロフェッションが、西ヨーロッパへの接近、コンバージェンス、つまり、“return to the West (西側に戻れ=西ヨーロッパ的なプロフェッションへと回帰せよ) [のキャッチフレーズ]”を、外国からの (from abroad), あるいは、上からの (from above) 受動的な西ヨーロッパ化ではなく、積極的な自主的西ヨーロッパ化のプロセスである (active process of self-Westernization) と理解していた」(Siegrist, 2017: 146) としている。
- 18) 戦前の弁護士制度のもとでは、裁判所に固着した判検事にエリート性が与えられ、弁護士は身分的に劣った職業であると見られる傾向が強かった。戦後の1949年新生弁護士法はそうした戦前の状況を一変させた (大野, 1970)。

参考文献

- Abbott, A. (1988). *The System of Professions: An Essay on the Division of Expert Labor*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Berlant, J. L. (1975). *Profession and Monopoly: A Study of Medicine in the United States and Great Britain*. Berkeley and London: University of California Press.
- Burchardt, L. (1980). Professionalisierung oder Berufskonstruktion? Das Beispiel des Chemikers im wilhelminischen Deutschland. *Geschichte und Gesellschaft* 6: 326-348.
- Burrage, M. (1988). Revolution and the collective action of the French, American and English legal professions. *Law and Social Inquiry* 13(2): 225-277.
- Burrage, M. (1989). Revolution as a starting point for the comparative analysis of the French, American and English legal professions. in: R. L. Adel and P. S. C. Lewis (eds.), *Lawyers in Society. vol. 3, Comparative Theories*. Berkeley: University of California Press: 322-374.
- Burrage, M. (1990a). Introduction: the professions in sociology and history. in: M. Burrage and R. Torstendahl (eds.), *Professions in Theory and History: Rethinking the Study of the Professions*. London: SAGE: 1-23.
- Burrage, M. (1999b). Beyond a sub-set: the professional aspirations of manual workers in France, the United States and Britain. in: M. Burrage and R. Torstendahl (eds.), *Professions in Theory and History: Rethinking the Study of the Professions*. London: SAGE: 151-176.
- Burrage, M. (2006). *Revolution and the Making of the Contemporary Legal Profession: England, France*

- and the United States. Oxford: Oxford University Press.
- Burrage, M. K. H. Jarausch and H. Siegrist (1990). An actor-based framework for the study of the professions. in: M. Burrage and R. Torstendahl (eds.), *Professions in Theory and History: Rethinking the Study of the Professions*. London: SAGE: 203-225.
- Chua, W. F. and C. Poullaos (1993). Rethinking the profession-state dynamic: the case of the Victorian charter attempt, 1885-1906. *Accounting Organizations and Society* 18(7/8): 691-728.
- Cocks, Geoffrey and Konrad H. Jarausch (eds.) (1990). *German professions, 1800-1950*. Oxford: Oxford University Press.
- Conze, W. and J. Kocka (1985). Einleitung. in: W. Conze und J. Kocka (Hrsg.). *Bildungsbürgertum im 19. Jahrhundert. Teil I: Bildungssystem und Professionalisierung in internationalen Vergleichen*. Stuttgart: Klett-Cotta: 9-26.
- Cooper, D. J. and K. Robson (2006). Accounting, professions and regulation: locating the sites of professionalization. *Accounting, Organizations and Society* 31: 415-444.
- De Beelde, I. (2002). Creating a profession 'out of nothing'? The case of the Belgian auditing profession. *Accounting, Organizations and Society*. 27(4/5): 447-470.
- Dedoulis, E., and C. V. Caramanis (2007). Imperialism of influence and the state-profession relationship: the formation of the Greek auditing profession in the post-WWII era. *Critical Perspectives on Accounting*. 18: 393-412.
- Fiorentini, M. R. (1987). Sviluppo capitalistico e professioni economiche: ragionieri e dottori commercialisti, consulenti del lavoro. in: W. Tousijn (a cura di). *Le Libere Professioni in Italia*. Bologna: Il Mulino: 263-303.
- Freidson, E. (1970). *Profession of Medicine: A Study of the Sociology of Applied Knowledge*. Chicago: The Chicago University Press.
- Freidson, E. (1986). *Professional Powers: A Study of the Institutionalization of Formal Knowledge*. Chicago: The University Chicago Press.
- Freidson, E. (1995). *Professionalism Reborn: Theory, Prophecy and Policy*, Chicago: The University Chicago Press.
- Heidenheimer, A. J. (1989). Professional knowledge and state policy in comparative historical perspective: law and medicine in Britain, Germany and the United States. *International Social Science Journal* 41: 529-553.
- Hirowatari, S. (2000). Post-war Japan and the law: mapping discourses of legalization and modernization. *Social Science Japan Journal* 3(2): 155-169.
- Jarausch, K. (1988). Die unfreien Professionen: Überlegungen zu den Wandlungsprozessen im deutschen Bildungsbürgertum 1900-1955. in: J. Kocka (Hrsg.) (1988). *Bürgertum im 19. Jahrhundert: Deutschland im europäischen Vergleich. Band II*. Göttingen: Deutscher Taschenbuch Verlag: 200-222.
- Jarausch, K. (1990a). The German professions in history and theory. in: G. Cocks and K. H. Jarausch (eds.). *German Professions, 1800-1950*. Oxford: Oxford University Press: 9-24.
- Jarausch, K. (1990b). *The Unfree Professions: German Lawyers, Teachers, and Engineers, 1900-1950*. Oxford: Oxford University Press.
- Johnson, T. (1972). *Professions and Power*. London: Macmillan Press.
- Johnson, T. (1982). The state and the professions: peculiarities of the British. in: A. Giddens and G. Mackenzie (eds.). *Social Class and the Division of Labour*. Cambridge: Cambridge University Press: 186-208.
- Kocka, J. (1988). Das europäische Muster und der deutsche Fall. in: J. Kocka (Hrsg.). *Bürgertum im 19. Jahrhundert: Deutschland im europäischen Vergleich. Teil I*. Göttingen: Deutscher Taschenbuch Verlag: 9-75. 望田幸男監訳『国際比較・近代ドイツの市民——心性・文化・政治』ミネルヴァ書房, 2000年, 序章として収録。
- Kocka, J. (1990). 'Bürgertum' and professions in the nineteenth century: two alternative approaches. in: M. Burrage and R. Torstendahl (eds.). *Professions in Theory and History: Rethinking the Study of the Professions*. London: SAGE: 62-74.

- Lane, C. and M. Potton (2000). The profession between state and market: a cross-national study of convergence and divergence. ESRC Centre for Business Research, University of Cambridge. Working Papers No. 189.
- Larson, M. S. (1977). *The Rise of Professionalism: A Sociological Analysis*. Berkeley: University of California Press.
- Larson, M. S. (1989). The changing functions of lawyers in the liberal state: reflections for comparative analysis. in: R. L. Adel and P. S. C. Lewis (eds.). *Lawyers in Society. vol. 3, Comparative Theories*. Berkeley: University of California Press: 427-477.
- Larson, M. S. (1990). In the matter of experts and professionals, or how impossible it is to leave nothing unsaid. in: R. Torstendahl and M. Burrage (eds.). *The Formation of Professions: Knowledge, State and Strategy*. London: SAGE: 24-50.
- Macdonald, K. (1995). *The Sociology of the Professions*. London: SAGE.
- Malatesta, M. (1995). Introduction: The Italian professions from a comparative perspective. in: M. Malatesta (ed.). *Society and the Profession in Italy, 1860-1914*. Cambridge: Cambridge University Press: 1-23.
- McClelland, C. E. (1983). Professionalization and higher education in Germany. in: K. H. Jarausch (ed.). *The Transformation of Higher Learning 1860-1930*. Chicago: University of Chicago Press: 306-320. 望田幸男・安原義仁・橋本伸也 (監訳) 『高等教育の変貌 1860-1930 — 拡張, 多様化, 機会開放, 専門職化』昭和堂, 2000年。
- McClelland, C. E. (1985). Zur Professionalisierung der akademischen Berufe in Deutschland. in: W. Conze und J. Kocka (Hrsg.). *Bildungsbürgertum im 19. Jahrhundert. Teil I: Bildungssystem und Professionalisierung in internationalen Vergleichen*. Stuttgart: Klett-Cotta: 233-247.
- McClelland, C. E. (1990). Escape from freedom? reflections on German professionalization, 1870-1933. in: R. Torstendahl and M. Burrage (eds.). *The Formation of Professions: Knowledge, State and Strategy*. London: SAGE: 97-113.
- McClelland, C. E. (1991). *The German Experience of Professionalization: modern learned professions and their organizations from the early nineteenth century to the Hitler era*. Cambridge: Cambridge University Press. 望田幸男訳『近代ドイツの専門職』晃洋書房, 1993年。
- McClelland, C., S. Merl, H. Siegrist (Hrsg.) (1995). *Professionen im modernen Osteuropa: Professions in modern Eastern Europe*. Osteuropastudien der Hochschulen des Landes Hessen, Reihe 1. Berlin: Duncker & Humblot.
- Meriggi, M. (1988). Italienischen und deutsches Bürgertum im Vergleich. in: J. Kocka (Hrsg.). *Bürgertum im 19. Jahrhundert: Deutschland im europäischen Vergleich*. Teil I. Göttingen: Deutscher Taschenbuch Verlag: 147-165.
- Poullaos, C. (2008). Professionalisation. in: J. R. Edwards and S. P. Walker (eds.). *The Routledge Companion to Accounting History*. Oxford: Routledge: 247-273.
- Rabinowitz, R. W. (1956). The historical development of the Japanese bar. *Harvard Law Review* 70(1): 61-81. 後藤 登訳「日本弁護士の史的発達」『自由と正義』第8巻第9号, 1957年。
- Ramsey, M. (1984). The politics of professional monopoly in nineteenth-century medicine: the French model and its rivals. in: G. Geison (ed.). *Professions and the French State, 1700-1900*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press: 225-305.
- Rokumoto, K. (1988). The present state of Japanese practicing attorneys: on the way to full professionalization? in: R. L. Abel and P. S. C. Lewis (eds.). *Lawyers in Society, vol. 2: The Civil Law World*. Berkeley: University of California Press: 160-199.
- Rüchemeyer, D. (1973). *Lawyers and their Society: A Comparative Study of the Legal Profession in Germany and the United States*. Cambridge: Harvard University Press; dt.: Rüchemeyer, D. (1976). *Juristen in Deutschland und den USA: Eine vergleichende Untersuchung von Anwaltschaft und Gesellschaft*. Stuttgart: Enke.
- Rüchemeyer, D. (1980). Professionalisierung. Theoretische Probleme für die vergleichende Geschichtsforschung. *Geschichte und Gesellschaft*. 6: 311-325.
- Rüchemeyer, D. (1986). Comparing legal professions cross-nationally: from a professions-centered to a

- state-centered approach. *American Bar Foundation Research Journal*. 11(3): 415-446.
- Rüschemeyer, D. (1989). Comparing legal professions: a state-centered approach. in: R. L. Adel and P. S. C. Lewis (eds.). *Lawyers in Society. vol. 3, Comparative Theories*. Berkeley: University of California Press: 289-321.
- Siegrist, H. (1985). Gebremste Professionalisierung —Das Beispiel der Schweizer Rechtsanwaltschaft im Vergleich zu Frankreich und Deutschland im 19. und frühen 20. Jahrhundert. in: W. Conze und J. Kocka (Hrsg.). *Bildungsbürgertum im 19. Jahrhundert. Teil I: Bildungssystem und Professionalisierung in internationalen Vergleichen*. Stuttgart: Klett-Cotta: 301-331; en.: Siegrist, H. (1986). Professionalization with the brakes on: the legal profession in Switzerland, France and Germany in the nineteenth and early twentieth centuries. (translated by Ruth Stanley). *Comparative Social Research* 9: 267-298.
- Siegrist, H. (1988a). Die Rechtsanwälte und das Bürgertum. Deutschland, die Schweiz und Italien im 19. Jahrhundert. in: J. Kocka (Hrsg.). *Bürgertum im 19. Jahrhundert: Deutschland im europäischen Vergleich. Band II*. Göttingen: Deutscher Taschenbuch Verlag: 168-199; it.: Siegrist, H. (1989). Gli avvocati e la borghesia. Germania, Svizzera e Italia nel XIX secolo. in: J. Kocka (a cura di). *Borghesie Europee dell'Ottocento*. Venezia: Marsilio: 357-389.
- Siegrist, H. (1988b). Bürgerliche Berufe: Die Professionen und das Bürgertum. in: H. Siegrist (Hrsg.) *Bürgerliche Berufe*. Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht: 11-48.
- Siegrist, H. (1990a). Professionalization as a process: patterns, progression and discontinuity. (translated by James Polk). in: M. Burrage and R. Torstendahl (eds.). *Professions in Theory and History: Rethinking the Study of the Professions*. London: SAGE: 177-202.
- Siegrist, H. (1990b). Public office or free profession? German attorneys in the nineteenth and early twentieth centuries. (translated by James Polk). in: G. Cocks and K. H. Jarausch (eds.). *German Professions, 1800-1950*. Oxford: Oxford University Press: 46-65.
- Siegrist, H. (1994). The profession, state and government in theory and history. in: T. Becher (ed.). *Governments and Professional Education*. Buckingham: Open University Press: 3-20.
- Siegrist, H. (2014). Professionelle Autonomie in der modernen Gesellschaft, Wissenschaft und Kultur. Einführung. in: H. von D. Müller und H. Siegrist (Hrsg.). *Professionen, Eigentum und Staat: Europäische Entwicklungen im Vergleich, 19.-20. Jahrhundert*. Göttingen: Wallstein Verlag: 15-38.
- Siegrist, H. (2017). Forms, strategies, and narratives of professionalization in Western and Eastern Europe: autonomous profession versus heteronomous professional service class. in M. Meng and A. R. Seipp (eds.). *Modern Germany in Transatlantic Perspective*. New York: Berghahn Books: 126-158.
- Tilly, C. (1975). Reflections on the history of European state-making. in: C. Tilly (ed.). *The Formation of National States in Western Europe*. Princeton: Princeton University Press: 3-83
- Torstendahl, R. (1990a). Essential properties, strategic aims and historical development: three approaches to theories of professionalism. in: M. Burrage and R. Torstendahl (eds.). *Professions in Theory and History: Rethinking the Study of the Professions*. London: SAGE: 44-61.
- Torstendahl, R. (1999b). Introduction: promotion and strategies of knowledge-based groups. in: R. Torstendahl and M. Burrage (eds.). *The Formation of Professions: Knowledge, State and Strategy*. London: SAGE: 1-10.
- Torstendahl, R. (ed.) (1993). *State Theory and State History*. London: SAGE.
- Tousijn, W. (1987). Tra stato e mercato: le libere professioni in Italia in una prospettiva storico-evolutiva. in: W. Tousijn (a cura di). *Le Libere Professioni in Italia*. Bologna: Il Mulino: 13-54.
- Turi, G. (1994). Le libere professioni e lo stato. in G. Turi (a cura di). *Libere Professioni e Fascismo*. Milano: Franco Angeli: 11-48.
- Wess, J. H. (1984). Bridges and barriers: narrowing access and changing structure in the French engineering profession, 1800-1850. in: G. Geison (ed.). *Professions and the French State, 1700-1900*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press: 15-65.
- Wilensky, H. L. (1964). The professionalization of everyone? *American Journal of Sociology* 70(2): 137-158.
- 大野正男 (1970) 「職業史としての弁護士および弁護士団体の歴史」大野正男編『講座・現代の弁護士 2 弁

- 護士の団体』日本評論社（『職業史としての弁護士および弁護士団体の歴史』, JLF 選書, 2013 年として再出版, 引用頁は同書による）。
- 古賀正義（1970）「日本弁護士史の基本的諸問題——日本資本主義の発達過程と弁護士階層」古賀正義編『講座・現代の弁護士 3 弁護士の業務・経営』日本評論社（『日本弁護士史の基本的諸問題——日本資本主義の発達過程と弁護士階層』, JLF 選書, 2013 年として再出版）。
- 田中紀行（1990）「ドイツ教養市民層の社会学的考察」『社会学評論』第 41 号。
- 野田宣雄（1997）『ドイツ教養市民層の歴史』講談社文庫。
- 平野由美子（2010）「プロフェッション理論の展開——会計プロフェッションの場合——」『立命館経営学』第 49 巻第 1 号。

（原稿受付 2021 年 6 月 23 日）